

政策評価・独立行政法人評価委員会名で処理する事務の
独立行政法人評価分科会への付託について（案）

平成 17 年 11 月 日
政策評価・独立行政法人評価委員会決定

政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成 12 年政令第 270 号）第 5 条第 6 項の規定に基づき、独立行政法人評価分科会の議決をもって政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の議決とする事項を以下のとおり定める。

- (1) 「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 27 日中央省庁等改革推進本部決定）において、「政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人に関する公表資料を取りまとめ、公表するものとする（独立行政法人に関する報告のためのブックレット等の定期的作成）」とされたことを受け、毎年度委員会名で発行する「独立行政法人総覧」及び「独立行政法人評価年報」の作成及び発行に関すること
- (2) その他、独立行政法人のみを対象する定型的な内容のもので、委員会名で定期的に発行する刊行物の作成及び発行に関すること。

(参 考)

○ 政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成 12 年政令第 270 号）

（分科会）

第 5 条 1～5（略）

6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

○ 政策評価・独立行政法人評価委員会議事規則（平成 13 年 1 月 26 日）

（議事）

第三条 委員会は、分科会の議決をもって委員会の議決とする事項については、あらかじめ、委員の三分の二以上の多数により、その旨を議決することができる。

（分科会の運営）

第五条 1～2（略）

3 前二項に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定める。